

第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画（案）（令和6年度～令和8年度）の概要

I 計画の趣旨等（P1～）

【趣旨・位置づけ】

- 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく法定計画
- 「第3期高知県障害者計画」（R5.3策定）の障害福祉サービス等に関する実施計画
- 「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための県計画」としても位置づけ
- 本県における保健・医療・福祉の抜本的な課題の解決を図る「日本一の健康長寿県構想」や福祉分野の上位計画である「高知県地域福祉支援計画」をはじめとする各分野の関連計画と一体的に推進

【計画期間】R6～R8年度までの3年間

【区域の設定】 障害保健福祉圏域として、安芸、中央東、中央西、高幡、幡多の5つを設定

【計画のポイント】（1）障害福祉サービス等の円滑な推進

- 障害の特性やライフステージに応じた必要な障害福祉サービスの提供体制の確保

- 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターや、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点等の整備による地域での生活支援体制の一層の推進
- 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、定着

（2）在宅生活等への移行や就労支援

- 地域での生活を希望する施設に入所している人や、精神科病院に入院している障害のある人が、円滑に在宅生活等での生活に移行し、地域生活が継続できるようなサービスの提供体制の整備や、就労支援の充実
- 精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療、福祉、就労等各分野が連携し地域全体で支える仕組み（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）の構築の推進

（3）障害のある子どもへの支援

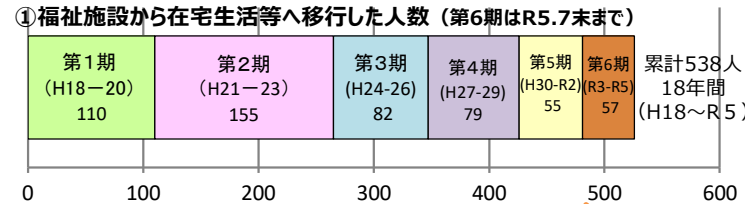
- 身近な地域で専門的な支援が受けられるようなサービスの確保と一人一人の状況に応じ一貫した切れ目のない支援体制の構築
- 重症心身障害児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるような支援体制の構築
- 難聴児が、適切な支援を早期に受けられるような、関係機関の連携による難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実

II 障害のある人の動向（P6～）

- 高知県の人口の推移
高齢化と少子化が進行
- 各種手帳の交付状況
身体：65歳以上の割合が増加、療育・精神は総数も増加
- 精神科病院入院患者数等
1年以上の割合が6割
- 難病患者の動向
近年は横ばいで推移
- 障害のある人の就労状況等
就職者数は増加、平均賃金も上昇

III 在宅生活等への移行や就労支援等の目標（P17～）

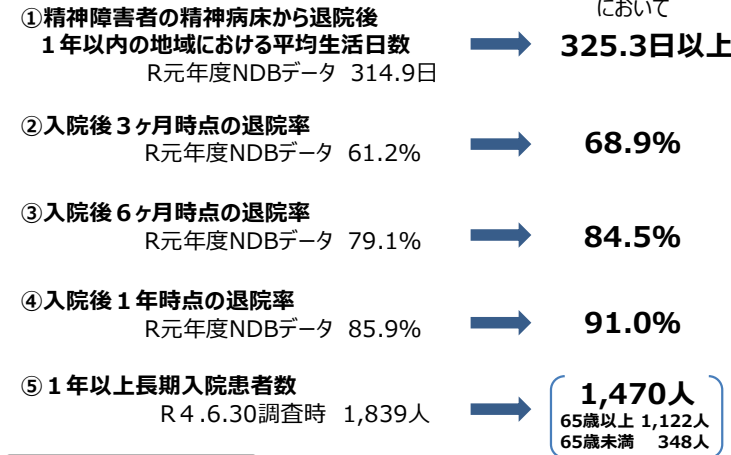
1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行（P17～）



目標達成への取組

- 拡** ① 障害や障害のある人に対する理解の促進
- 拡** ② 相談支援体制等の充実
 - ・適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備の推進
 - ・地域移行支援や地域定着支援を実施する一般相談支援事業所や基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の設置促進
 - ・地域の相談支援の中核を担う人材の養成
- 拡** ③ 住まいの場の確保 ・グループホームの整備促進等

2 精神科病院から地域生活への移行（P19～）



目標達成への取組

- 拡** 精神障害についての正しい知識の普及や啓発活動
- 拡** 地域における課題の解決に向け保健・医療・福祉の関係機関による「協議の場」を設置
- 拡** 各市町村の包括的な支援体制の整備に向けたメンタルヘルス研修の実施
- ・ピアサポート活動への積極的な支援
- ・精神科医療機関、相談支援事業者、市町村などの連携による地域移行の推進

3 地域生活支援の充実（P25～）

障害のある人の重度化・高齢化や「親無き後」を見据え、居住支援のための機能を各地域で整備するとともに、サービスが十分に提供されないといった課題のある強度行動障害のある人の支援体制の整備を推進する。

＜目標＞ ①～④を全市町村で整備（確保） （複数市町村による共同整備可）

- ① 地域生活支援拠点等の整備 R5.12月末現在 13市町村
（求められる機能）
ア 相談（施設・病院からの退所・退院、親元からの自立等）
イ 体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等）
ウ 緊急時の受入・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）など

② 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進

③ 年1回以上運用状況を検証、検討する体制を確保

④ 各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進

目標達成への取組

- 新** 行政や関係機関が地域での支援体制構築に向けた課題を共有し、今後の体制を検討する場の設定と体制構築に向けた有識者からの助言等による後方支援
- 新** 強度行動障害のある人への支援に対応できる人材育成や関係機関と連携した支援体制の構築

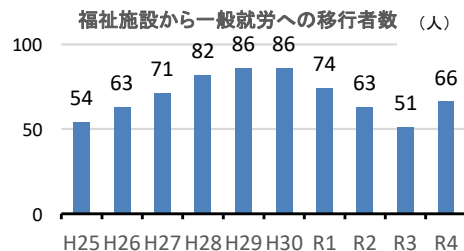
Ⅲ 在宅生活等への移行や就労支援等の目標 (P17~)

4 福祉施設から一般就労への移行 (P28~)

	R4年度	目標	R8年度
①福祉施設から一般就労への移行者数	66人	→	91人
②就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人数	34人	→	50人
③就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行した人数	10人	→	16人
④就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行した人数	19人	→	25人
⑤就労定着支援事業の利用者数	59人	→	77人

目標達成への取組

- ・障害特性や必要な配慮についての理解を促進する「障害者雇用促進セミナー」の開催
- ・企業等での職業訓練を行う障害者委託訓練事業を積極的に実施
- ・雇用義務がある企業を中心に訪問活動を行い、障害者雇用の啓発のほか、職場実習や委託訓練の受入れを提案
- ・テレワーク研修及び県外企業による合同企業説明会の実施及びテレワークによる雇用を啓発する県内企業向けセミナーの開催
- ・障害のある人の就労促進に係る取組みの方向性などを検討する「高知県自立支援協議会就労支援部会」の設置



5 相談支援体制の充実・強化 (P30)

<目標> ①、②を全市町村で確保

- ①基幹相談支援センターの設置*と、地域の相談体制の強化を図る体制の確保 ※複数市町村による共同整備可能

- (地域の相談支援体制を充実させる機能)
- ア 総合的及び専門的な相談支援の実施
 - イ 地域の相談支援の強化の取り組み (相談支援事業者への助言、相談機関の連携等)
 - ウ 地域移行や地域定着の促進
 - エ 障害者の権利擁護及び虐待の防止

- ②各市町村の自立支援協議会の個別事例の検討を通じて、必要な支援が提供される体制の確保

目標達成への取組

- ・行政や関係機関が地域での支援体制構築に向けた課題を共有し、今後の体制検討する場の設定と体制構築に向けた有識者からの助言による後方支援
- ・県の自立支援協議会による広域的な支援の検討
- ・主任相談支援専門員研修等による人材育成

6 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 (P31)

<目標>

障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

目標達成への取組

- ・毎年度実施している指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導の結果を、事業者の所在する市町村に通知するとともに、事業者及び市町村に対する指導において、実地指導の状況を共有

【人材確保・育成等に関する取組】 (P82~)

- ①障害福祉サービス等に従事する人材の養成
 - ・高知県自立支援協議会 (人材育成部会) を通じた専門的な人材の養成 等
- ②障害福祉サービス等に従事する人材の確保・定着
 - ・ICT機器、介護ロボット、ノーリフティングケア等の導入および普及による職員の負担軽減
 - ・「福祉研修センター」との連携によるスキルアップや職場定着等の支援
 - ・福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得促進による働きやすい職場づくりの推進
 - ・福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進
- ③障害支援区分認定に係る人材の育成
 - ・障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員を対象とした研修の実施 等

V 障害のある子どもへの支援について (P90~)

1 基本的な視点 (P90)

- ・早期に身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり
- ・切れ目のない一貫した支援
- ・重心児、医療的ケア児など特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の整備

2 子どもの動向 (P91~)

- ・18歳未満の人口は年々減少
- ・18歳未満の障害者手帳の交付者は約1.8%
- ・精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向
- ・令和5年度調査時の医療的ケア児の人数は95人、令和2年度調査時に比べ約1.5倍に増加

3 障害児支援の提供体制の整備等の目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (P100~)

	R5.7末	目標	R8年度末
①児童発達支援センターの設置数	7か所	+5か所	12か所
②保育所等訪問支援が利用できる市町村数 (療育福祉センター除く)	26市町村	→	全市町村

取組

- ・地域支援を行うことができる専門的な人材の養成

(2) 重症心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援の充実 (P101~)

	R5.7末	目標	R8年度末
③主として重症心身障害児等を支援する事業所の確保	(児発) 6か所 (放デイ) 9か所	+2か所	8か所 11か所
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	県：1 中核市：1	→	県：1 中核市：1
⑤医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	14市町村	→	全市町村 <small>※医療的ケア児が居住する市町村のみ</small>

取組

- ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所、短期入所事業所などのサービス確保
- ・重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」で相談対応を行うとともに、養成した医療的ケア児等コーディネーターの派遣や支援力の向上を図る

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 (P102)

- ・聴覚障害児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、本計画を「難聴児支援を総合的に推進するための計画」と位置づけ、取組を推進
- ・新生児聴覚検査協議会における検査制度の維持向上と、要精密検査の早期発見や要検査となった子どもの診断の充実
- ・難聴児とその家族への切れ目のない支援体制の充実
- ・特別支援学校のセンター機能及び地域での相談機能の強化

(4) 発達障害者等に対する支援の充実 (P103~)

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施体制	(R5.4) 13市町村	→	(R8末) 全市町村
②ペアレントメンターの人数	(R5.4) 9人	+7人	(R8末) 16人 <small>※各圏域に少なくとも1人のペアレントメンターを登録</small>

取組

- ・発達に気になる子どもとその家族に対し、専門職の視点を踏まえた支援のつながりができる体制の構築
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を身近な地域において実施することができる人材の養成
- ・ペアレントメンターの養成
- ・「高知ギルバーク発達神経精神医学センター」や高知大学医学部に開設した寄附講座における専門医師の養成

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進 (P32~)

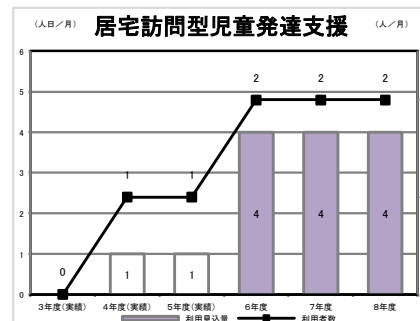
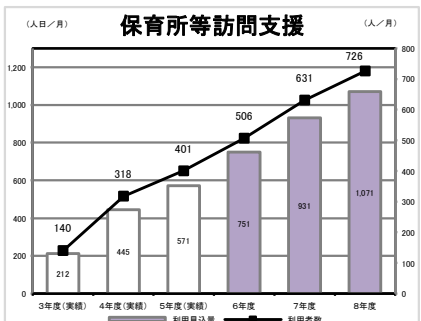
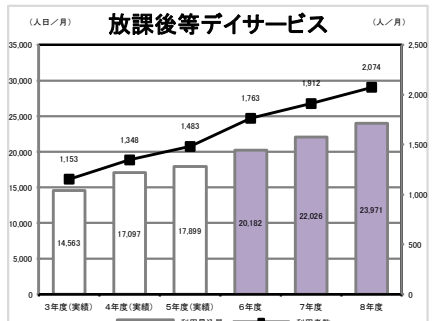
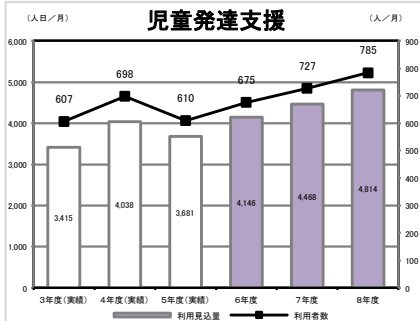
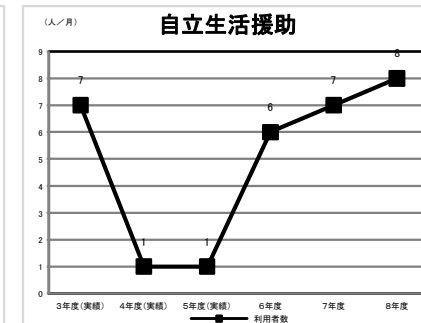
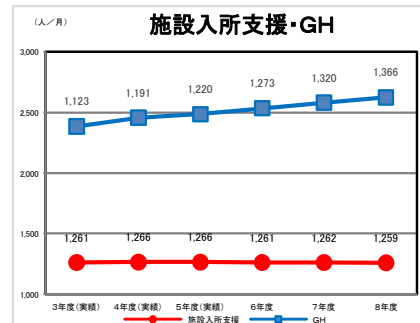
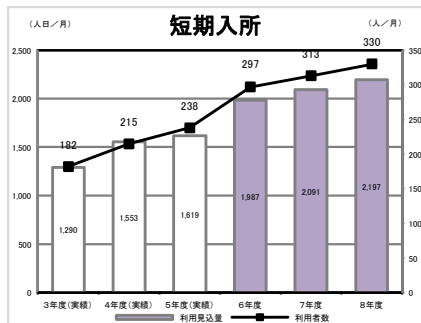
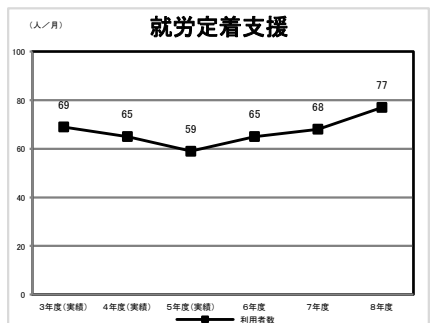
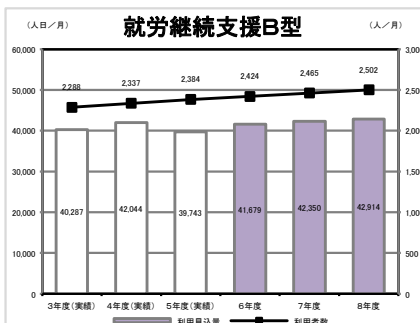
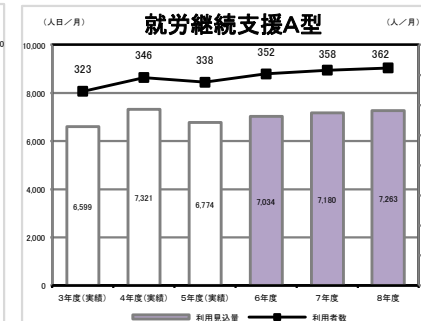
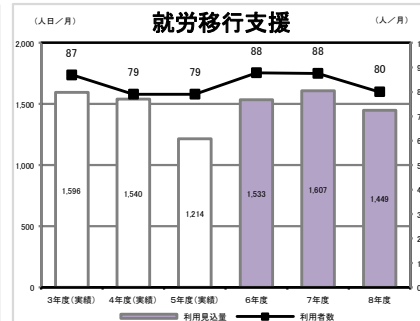
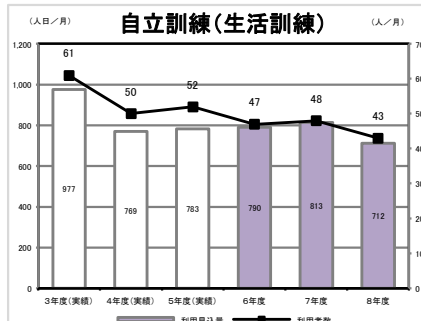
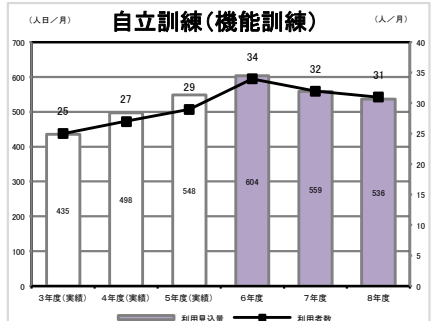
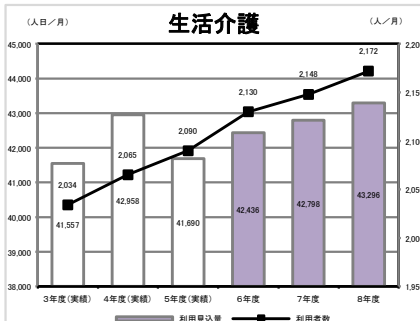
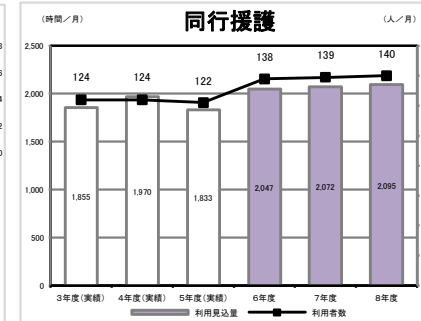
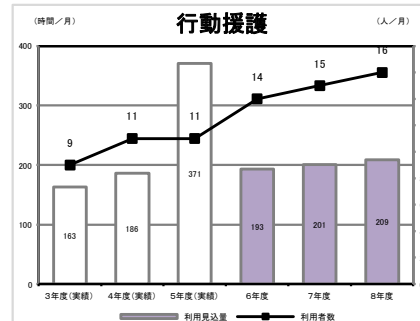
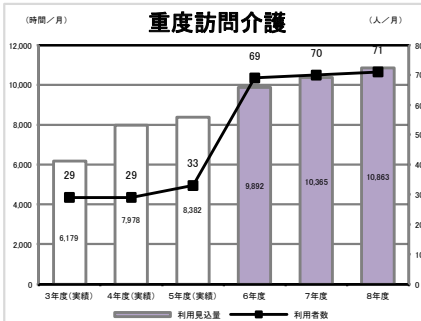
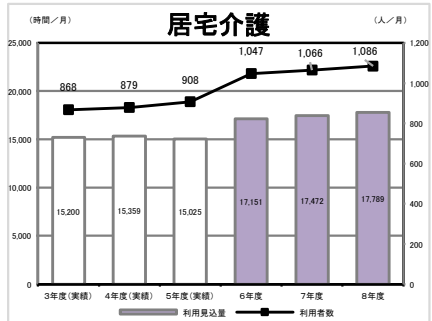
○福祉サービス等の利用状況とサービス基盤の整備状況

○障害福祉サービス等の見込

○必要な見込量の確保等の方策

- ・指定福祉サービスの充実
- ・相談支援の充実

など



VI 圏域ごとのサービス基盤整備計画（P121～）

項目		生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	共同生活援助 (グループホーム)	児童発達支援	放課後等 デイサービス										
圏域別																				
安芸圏域 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	3人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10人	1ヶ所	
	7年度	1人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	1ヶ所	-	-	-	-	-	
	8年度	3人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	1ヶ所	-	-	-	-	-	
	合計	7人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4人	2ヶ所	-	-	-	10人	1ヶ所	
5年7月末 定員/ヶ所数		110人	1ヶ所	-	-	-	-	6人	1ヶ所	-	-	180人	8ヶ所	31人	6ヶ所	20人	1ヶ所	10人	2ヶ所	
中央東圏域 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	-	-	-	-	-	-	2人	1ヶ所	-	-	38人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	
	7年度	-	-	-	-	-	-	5人	-	-	-	4人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	
	8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8人	-	-	-	-	-	12人	2ヶ所	
	合計	-	-	-	-	-	-	7人	1ヶ所	-	-	50人	2ヶ所	-	-	-	-	12人	2ヶ所	
5年7月末 定員/ヶ所数		536人	7ヶ所	-	-	6人	1ヶ所	6人	1ヶ所	90人	5ヶ所	302人	17ヶ所	266人	48ヶ所	65人	6ヶ所	135人	14ヶ所	
中央西圏域 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	-	-	12人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	5人	1ヶ所	-	-	-	-	53人	6ヶ所	
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25人	-	-	-	-	-	63人	6ヶ所	
	8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22人	1ヶ所	-	-	-	-	73人	7ヶ所	
	合計	-	-	12人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	52人	2ヶ所	-	-	-	-	189人	19ヶ所	
5年7月末 定員/ヶ所数		878人	24ヶ所	20人	1ヶ所	64人	3ヶ所	79人	7ヶ所	278人	18ヶ所	1,314人	78ヶ所	789人	131ヶ所	412人	41ヶ所	741人	78ヶ所	
高幡圏域 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	3人	1ヶ所	-	-	-	-	9人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	-	1ヶ所	27人	3ヶ所	
	7年度	-	-	-	-	-	-	6人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	-	
	8年度	1人	-	-	-	-	-	7人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3人	-	
	合計	4人	1ヶ所	-	-	-	-	22人	1ヶ所	-	-	-	-	-	-	-	-	1ヶ所	31人	3ヶ所
5年7月末 定員/ヶ所数		204人	2ヶ所	-	-	-	-	-	-	10人	1ヶ所	240人	13ヶ所	53人	6ヶ所	20人	2ヶ所	30人	3ヶ所	
幡多圏域 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8人	1ヶ所	-	-	-	-	30人	3ヶ所	
	7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4人	-	-	-	-	-	8人	1ヶ所	
	8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3人	-	-	-	-	-	2人	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15人	1ヶ所	-	-	-	-	40人	4ヶ所	
5年7月末 定員/ヶ所数		406人	5ヶ所	-	-	6人	1ヶ所	6人	1ヶ所	30人	2ヶ所	347人	19ヶ所	237人	45ヶ所	45人	5ヶ所	45人	5ヶ所	
高知県合計																				
高知県合計 第7期計画の中に新たに利用が見込まれる人数及び 整備が必要と見込まれる事業所数	6年度	6人	2ヶ所	12人	1ヶ所	-	-	11人	2ヶ所	-	-	51人	3ヶ所	-	-	-	1ヶ所	120人	13ヶ所	
	7年度	1人	-	-	-	-	-	11人	-	-	-	33人	1ヶ所	2人	1ヶ所	-	-	72人	7ヶ所	
	8年度	4人	-	-	-	-	-	7人	-	-	-	33人	1ヶ所	2人	1ヶ所	-	-	90人	9ヶ所	
	合計	11人	2ヶ所	12人	1ヶ所	-	1ヶ所	29人	2ヶ所	-	-	117人	5ヶ所	4人	2ヶ所	-	1ヶ所	282人	29ヶ所	
第6期計画数値		162人	9ヶ所	11人	1ヶ所	6人	1ヶ所	6人	1ヶ所	3人	1ヶ所	96人	5ヶ所	60人	16ヶ所	3人	1ヶ所	235人	26ヶ所	
令和2年7月末から令和5年7月末の定員及び事業所数の増減		89人	2ヶ所	-	-	▲34人	▲1ヶ所	▲45人	▲7ヶ所	12人	▲1ヶ所	176人	7ヶ所	156人	27ヶ所	334人	23ヶ所	404人	29ヶ所	
令和5年7月末の定員及び事業所数		2,134人	39ヶ所	20人	1ヶ所	76人	5ヶ所	97人	10ヶ所	408人	26ヶ所	2,383人	135ヶ所	1,376人	236ヶ所	562人	55ヶ所	961人	102ヶ所	
令和2年7月末の定員及び事業所数		2,045人	37ヶ所	20人	1ヶ所	110人	6ヶ所	142人	17ヶ所	396人	27ヶ所	2,207人	128ヶ所	1,220人	209ヶ所	228人	32ヶ所	557人	73ヶ所	